

第13号議案

芦屋市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月20日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

宅地造成事業に係る用地売却の完了に伴い、芦屋市宅地造成事業特別会計を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特別会計条例の一部を改正する条例

芦屋市特別会計条例(昭和39年芦屋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第11号を次のように改める。

(11) 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例により廃止する芦屋市宅地造成事業特別会計に係る平成29年度の出納の閉鎖は、なお従前の例による。

参 照

芦屋市特別会計条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

宅地造成事業に係る用地売却の完了に伴い、芦屋市宅地造成事業特別会計を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

芦屋市宅地造成事業特別会計を廃止する。(第1条関係)

3 施行期日等

(1) 平成30年4月1日

(2) 廃止する芦屋市宅地造成事業特別会計に係る平成29年度の出納の閉鎖は、なお従前の例による。

芦屋市特別会計条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 芦屋市国民健康保険事業特別会計</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 芦屋市公共用地取得費特別会計</p> <p>(5) 削除</p> <p>(6) 芦屋市都市再開発事業特別会計</p> <p>(7) 削除</p> <p>(8) 削除</p> <p>(9) 芦屋市駐車場事業特別会計</p> <p>(10) 芦屋市介護保険事業特別会計</p> <p>(11) <u>削除</u></p> <p>(12) 芦屋市後期高齢者医療事業特別会計</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 芦屋市国民健康保険事業特別会計</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 芦屋市公共用地取得費特別会計</p> <p>(5) 削除</p> <p>(6) 芦屋市都市再開発事業特別会計</p> <p>(7) 削除</p> <p>(8) 削除</p> <p>(9) 芦屋市駐車場事業特別会計</p> <p>(10) 芦屋市介護保険事業特別会計</p> <p>(11) <u>芦屋市宅地造成事業特別会計</u></p> <p>(12) 芦屋市後期高齢者医療事業特別会計</p> |